

# 国立大学行政法人法と

## 学問の自由・大学の自治

神田 光啓

かんた・みつひろ

岐阜大学・教育学部

### 法人化と大学自治の変質の危機

日本の大学は、国立大学を軸にして歴史の変質をさせられようとしている。国立大学行政法人法により、国立大学は来年四月に「大学行政法人化」される。「法人化」によって各大学の自主性は一段と拡大される」との政府宣伝とは裏腹に、私たちは大学における教育研究活動に様々な制約が新たに生じ、大学が大学としての基本的要件である学問研究・学習の自由とその制度的保障としての大学の自治は多くの大学で失われ、「大学らしさ」を保持できるのは、競争で生き残った一部の「有力大学」に過ぎなくなるのではないかとこの危機を強くしている。

これらの危機は「法人化」の四つの側面から現実化されようとしている。第一は国（文部科学大臣）と各大学との関わりについてである。文部科学大臣による「中期目標」の各大学への提示と各大学の「中期計画」認可の行政的介入への危機である。

第二は法人法による学長のトップダウンの大学運営と、学問の自由・大学の自治と相対的に距離を持つ、役員会・経営協議会による大学運営（経営）の新たな制約発生の恐れである。

第三には法人化による新たな予算制度・会計制度とその競争的運用による学問研究・学習の自由への介入の生じてくる危機である。予算制度の競争的運用については既にこの二、三年來各大学で先行して試行されている。

第四の側面は「非公務員化」による大学行政法人の新たな人事制度による大学自治の形骸化、変質の危機である。国立大学法人の教職員は「非公務員」と転換され「国家公務員法」「教育公務員特例法」の適用から除外される。公務員の勤務関係・地位身分保障は法令により定められているのが原則である。国立大学の教員の採用、処分、転任等の地位身分保障のあり方は、学問研究の社会的価値を尊重する立場から「教育公務員特例法」に「教授会の議に基づき」手続き規定が定められて運用さ

れてきた。この大学教員人事の自治原理は多くの私立大学にも援用され、大学自治の実定法的中軸として戦後日本の大学で機能してきた。大学行政法人のもとでの教職員の勤務関係、地位身分保障は、個別大学と教職員の就業規則を軸とした労働契約関係となる。「教育公務員特例法」の適用から離れる事は大学自治の制度的保障から大きく離れることを意味する。

## 大学行政法人のもとでの大学自治の課題

行政法人の進展の中でも私たちが追究する大学自治の課題を試論的に提起してみよう。

第一に国（文部科学大臣）に對峙しうる広範な大学関係団体を結集した「大学自治連合機構を追求すること」。法人化は大学と国との関係を個別化し他大学と競争化させる方略を基本としている。これに對峙するには他大学等と共同し、a 大学再編統合計画（政策）の共同化、b 「中期目標・中期計画」基準の客観化、c 大学評価基準の明確化等の自治的共同提示が求められる。

第二に個別大学の運営における教育研究機能を基軸においた自治的機能の追求の課題である。a トップダウンとボトムアップの運営上の調整と課題による腑分け、b 役員会と教授会、教授会の役割を運営上明示すること、c 財政権と人事権・教員評価等の納得可能な基準を作成すること等。

第三に大学労働組合の役割と大学自治の関係を追求する課題が挙げられる。「非公務員化」による「教育公務員特例法」の適用除外を、a 大学労働組合を中心とした労働契約関係・労使協定による勤務関係に包含された人事の自立性原則の再組織等、b 教員の「労働時間」「勤務時間」と教育研究の勤務上の特質の追求等、c 労働衛生法による安全安心な職場環境作りの課題追求等労働組合の役割が期待される。

第四に法人大学事務組織の在り方の課題であるが、大学の法人化は大学事務の実務上も自立的組織となることが求められよう。今日の国立大学事務部の「部課長」が文部科学省派遣職員で占められている事務体制は暫時的に改められていく必要がある。国からの派遣（採用、移動ではなくなる）は必要最小限度に抑えられることが法人化した大学のノーマルな姿である。

第五に学生の学びと研究の自由と大学自治の課題が挙げられる。a 大学管理運営への学生の発言権・参加権の保障、学内制度の課題がある。学長・学部長選挙への参加も学内規定を整備すれば、従来のように国が「教育公務員法に触れる」とクレームをつけることはできない。b 大学の基本機能である教育と研究の接点に位置する大学院学生の地位身分保障は大学・学部全体に影響を及ぼす。c 大学教員・職員が解決できない大学の「危機」を学生たちが解決してきた大学の歴史からも私たちは学ぶ必要がある。